

2019年7月1日

各位

株式会社 第四銀行

住宅ローンにおける電子契約の取り扱い開始のお知らせ

株式会社 第四銀行（取締役頭取：並木 富士雄）では、2019年7月1日（月）より住宅ローン電子契約の取り扱いを開始しますのでお知らせします。

当行ではこれからも、お客さまのさまざまなニーズにお応えするべく、利便性の向上と充実した商品・サービスのご提供に努めてまいります。

記

1. 内容

- ・住宅ローンの電子契約は、電子署名用のパスワードを入力するだけで契約を締結することができるため、どなたでも簡単にご利用いただけます。また、課税対象となる契約書面のペーパーレス化により、印紙税の支払いが不要となります。
- ・お客さまは、ご自宅のパソコンやお手持のスマートフォン・タブレットから契約手続きが可能となります。電子認証局から発行されるパスワードをご入力いただくと、紙の契約書における署名・押印と同等の法的効力を持つ、電子署名が可能となります。
- ・お客さまはパソコン、スマートフォンから簡単な手続きでスピーディーに当行の住宅ローンをご利用いただけます。

2. 取扱開始日

2019年7月1日（月）

3. 取扱店

新潟ローンセンター（全店での取り扱いは2019年度中の予定）

※お客さまご本人による単独債務型住宅ローンのお借り入れのほか、ご夫婦や親子の連帯債務型住宅ローンの場合も、本サービスをご利用いただくことが可能です。

※本サービスをご利用いただく場合、電子契約手数料10,000円（税別）を頂戴いたします。

※従来通り、書面によるご契約手続きも可能です。書面によるご契約手続きの場合、これまでと同様に印紙代はお客さまのご負担になります。

以上

【本件についてのお問い合わせ先】

電話 025-222-4111

営業本部／堂坂、小野（内線 4450、4457）

